

## 旭川市景観づくり基本計画の変更について

## ○目的

旭川市景観づくり基本計画（以下、「基本計画」という。）の策定から10年以上が経過しており、この間、景観法の施行や旭川市景観条例（以下、「景観条例」という。）の改正、その他、上位計画及び関連計画の改定等あったため、それらと整合を図ることを主な目的として、基本計画の変更を行う。

## ○変更内容

## （1）基本計画の位置づけの修正

現在の基本計画は、平成14年に施行された景観条例に基づいて平成15年に策定されたものである。

基本計画策定後、平成16年に景観法が施行され、本市は景観行政団体となった。また、景観法に基づく制度を活用するため、平成19年に景観条例を改正した。

これにより、基本計画の位置づけが当初のものと相違が生じていることから、位置づけの記載を修正する。

## （2）景観づくりに関する制度記載の修正

平成19年の景観条例の改正では、当初の景観条例で規定していた景観づくりに関する制度のうち、景観法で類似の制度が定められているものについて法に基づく制度に移行している。

これにより、基本計画に記載されている景観づくりの制度と相違が生じていることから、景観法に定められた制度を活用していくことを明記し、各制度の名称及び内容を修正する。

## （3）景観づくりの成果の反映

現在の基本計画が策定されて10年以上が経過し、この間の景観づくりの成果を反映させるため、本文中で挙げられている活動等を、この10年以内に新しく行われるようになった類似の活動等と差し替える。また、景観づくりに関わる法令の施行や改正に伴う記載の修正を行う。

## （4）その他の修正

本文の記載内容の修正に伴う注釈の修正、地図の修正、誤字脱字の修正等の軽易な修正を行う。